

議員提出議案第6号

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月28日

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

提出者	墨田区議会議員	坂 井 ユカコ
	同	藤 崎 こうき
	同	井 上 裕 幾
	同	加 藤 ひろき
	同	はねだ 福 代
	同	加 納 進
	同	としま 剛
	同	しみず 良 平

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例（平成28年
墨田区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「日当、宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第
4項中「職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）」を「職員の旅
費に関する条例（令和7年墨田区条例第 号）」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正をする必要がある。